

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 5 月31日（火曜日）

定 期 第 312 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ		
○規則		害特別警戒区域の指定（2 件）（県土整備・砂防課）	296
食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則を廃止する規則（健康医療・生活衛生課）	295	貸付金の元利償還金の収納事務の委託（教委・財務課）	297
○告示		○企業管理規程	
都市計画事業の認可（県土整備・都市計画課）	295	神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程（企業・総務室）	297
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2 件）（県土整備・砂防課）	295	○人事委員会規則	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定（県土整備・砂防課）	296	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）	298
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第 9 条第 1 項の規定による土砂災		学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人委・給与公平課）	298
		○公告	
		政務活動費の交付の方法（議会・経理課）	298
		○入札公告	
		落札者等の公告（企業・会計課）	298

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則	都市計画事業を次のとおり認可した。 令和 4 年 5 月31日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。 令和 4 年 5 月31日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治	1 施行者の名称 横浜市
神奈川県規則第46号 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則を廃止する規則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例施行規則（平成12年神奈川県規則第51号）は、廃止する。	2 都市計画事業の種類及び名称 (1) 横浜国際港都建設道路事業 3・3・50号恩田元石川線（鉄地区） (2) 同 3・3・32号横浜上麻生線（関連外郭部）
附 則 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。	3 事業施行期間 令和 4 年 5 月31日から令和13年 3 月31日まで
告 示	4 事業地 (1) 収用の部分 横浜市青葉区鉄町及びもみの木台地内 (2) 使用の部分 なし
神奈川県告示第250号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、	
神奈川県告示第251号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。 令和 4 年 5 月31日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治	

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三、五、一六〇円
（消費税・地方消費税・送料込み）
本号 一部三八〇円（消費税及び地方消費税込み）

発行

横浜市 中区 日本大通 一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜（〇四五）二一〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜（〇四五）五七一三三〇八

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南加瀬 1 丁目 1	川崎市幸区南加瀬 1 丁目、南加瀬 2 丁目、北加瀬 1 丁目及び北加瀬 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	南加瀬 1 丁目 1	川崎市幸区南加瀬 1 丁目、南加瀬 2 丁目、北加瀬 1 丁目及び北加瀬 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
菅生ヶ丘 1	川崎市宮前区菅生ヶ丘及び菅生 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	菅生ヶ丘 1	川崎市宮前区菅生ヶ丘及び菅生 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
土橋 7 丁目 1	川崎市宮前区土橋 7 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	土橋 7 丁目 1	川崎市宮前区土橋 7 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾 7 丁目 1	川崎市多摩区長尾 7 丁目、長尾 3 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 7 丁目 1	川崎市多摩区長尾 7 丁目、長尾 3 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾 7 丁目 2	川崎市多摩区長尾 7 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 7 丁目 2	川崎市多摩区長尾 7 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三田 1 丁目 2	川崎市多摩区三田 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	三田 1 丁目 2	川崎市多摩区三田 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
片平 3	川崎市麻生区片平、片平 7 丁目及び片平 8 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片平 3	川崎市麻生区片平、片平 7 丁目及び片平 8 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
片平 5 丁目 5	川崎市麻生区片平 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片平 5 丁目 5	川崎市麻生区片平 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
百合丘 1 丁目 2	川崎市麻生区百合丘 1 丁目及び高石 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	百合丘 1 丁目 2	川崎市麻生区百合丘 1 丁目及び高石 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 5 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本藤沢 1 丁目 1	藤沢市本藤沢一丁目及び本藤沢二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本藤沢 1 丁目 1	藤沢市本藤沢一丁目及び本藤沢二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 5 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土橋 7 丁目 1	川崎市宮前区土橋 7 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 5 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南加瀬 1 丁目 1	川崎市幸区南加瀬 1 丁目、南加瀬 2 丁目、北加瀬 1 丁目及び北加瀬 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	南加瀬 1 丁目 1	川崎市幸区南加瀬 1 丁目、南加瀬 2 丁目、北加瀬 1 丁目及び北加瀬 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
菅生ケ丘 1	川崎市宮前区菅生ケ丘及び菅生 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	菅生ケ丘 1	川崎市宮前区菅生ケ丘及び菅生 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾 7 丁目 1	川崎市多摩区長尾 7 丁目、長尾 3 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 7 丁目 1	川崎市多摩区長尾 7 丁目、長尾 3 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾 7 丁目 2	川崎市多摩区長尾 7 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 7 丁目 2	川崎市多摩区長尾 7 丁目及び長尾 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三田 1 丁目 2	川崎市多摩区三田 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	三田 1 丁目 2	川崎市多摩区三田 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
片平 3	川崎市麻生区片平、片平 7 丁目及び片平 8 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片平 3	川崎市麻生区片平、片平 7 丁目及び片平 8 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
片平 5 丁目 5	川崎市麻生区片平 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片平 5 丁目 5	川崎市麻生区片平 5 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
百合丘 1 丁目 2	川崎市麻生区百合丘 1 丁目及び高石 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	百合丘 1 丁目 2	川崎市麻生区百合丘 1 丁目及び高石 4 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 5 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本藤沢 1 丁目 1	藤沢市本藤沢一丁目及び本藤沢二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	本藤沢 1 丁目 1	藤沢市本藤沢一丁目及び本藤沢二丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の収納の事務を委託した。

令和 4 年 5 月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者

東京都千代田区紀尾井町 3 番12号紀尾井町ビル
弁護士法人一番町総合法律事務所

2 委託に係る貸付金の元利償還金の種類

神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）第

2 条第 1 項に規定する神奈川県奨学金に係る元利償還金のうち、
令和 4 年 3 月31日以前に収入未済となった元利償還金

3 委託の期間

令和 4 年 4 月12日から令和 5 年 3 月31日まで

企 業 管 理 規 程

神奈川県企業管理規程第17号

神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 5 月31日

神奈川県公営企業管理者 企業庁長 高 澤 幸 夫 神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程 神奈川県企業庁職員服務規程（昭和38年神奈川県企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。 附則に次の 1 項を加える。 7 令和 4 年度における別表第 2 の 8 の項の規定の適用については、同項中「6 月16日から10月15日まで」とあるのは、「6 月 1 日から10月31日まで」とする。 附 則 この規程は、公表の日から施行する。	附 則 この規則は、公布の日から施行する。
人事委員会規則	公 告
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4 年 5 月31 日 神奈川県人事委員会 委員長 小 池 治 神奈川県人事委員会規則第20号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。 附則に次の 1 項を加える。 7 令和 4 年度における第 5 条の 3 の 2 及び第 6 条第26項の規定の適用については、第 5 条の 3 の 2 中「6 月16日から10月15日まで」とあるのは「6 月 1 日から10月31日まで」と、同項中「第 5 条の 3 の 2」とあるのは「附則第 7 項の規定により読み替えて適用される第 5 条の 3 の 2」とする。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により会派届の提出がありましたので、同条例第 7 条第 4 項の規定により次のとおり公告します。 令和 4 年 5 月31 日 神奈川県議会議長 しきだ 博 昭 1 会派の名称 厚木新世代の会 2 政務活動費の交付の方法 議員に交付する方法
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4 年 5 月31 日 神奈川県人事委員会 委員長 小 池 治 神奈川県人事委員会規則第21号 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。 附則に次の 1 項を加える。 6 令和 4 年度における第 4 条の 3 の 2 及び第 5 条第26項の規定の適用については、第 4 条の 3 の 2 中「6 月16日から10月15日まで」とあるのは「6 月 1 日から10月31日まで」と、同項中「第 4 条の 3 の 2」とあるのは「附則第 6 項の規定により読み替えて適用される第 4 条の 3 の 2」とする。	入 札 公 告
	落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告します。 令和 4 年 5 月31 日 神奈川県公営企業管理者 企業庁長 高 澤 幸 夫 <掲載順序> (1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日） (4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額） (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由 1 (1)令和 4 年度13水力発電所停止中所内電力料金（単価契約） (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 4 月 1 日 (4)東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町 1 ― 1 の 3 (5)高压電力 A 基本料金 1,292.5 円／kW、高压電力 A 夏季電力量料金 17.37 円／kWh、高压電力 A その他季電力量料金 16.24 円／kWh、特別高压電力 B 60kV 供給基本料金 1,606 円／kW、特別高压電力 B 60kV 供給夏季電力量料金 15.1 円／kWh、特別高压電力 B 60kV 供給その他季電力量料金 14.18 円／kWh、特別高压電力 B 140kV 供給基本料金 1,551 円／kW、特別高压電力 B 140kV 供給夏季電力量料金 14.86 円／kWh、特別高压電力 B 140kV 供給その他季電力量料金 13.96 円／kWh (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号 2 (1)令和 4 年度上下水道料金管理システム等運用業務委託 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 4 月25 日 (4)株式会社日立製作所横浜支店 横浜市区高島 1 ― 1 の 2 (5)224,680,500 円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号

3

(1)令和 4 年度新工事積算システム運用業務委託 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 4 月21日 (4)株式会社日立システムズ神奈川支店 横浜市戸塚区吉田町292 (5)55,820,600円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号

4

(1)令和 4 年度管路情報システム運用業務委託 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 4 月21日 (4)東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 東京都港区海岸 1-2 の 3 (5)207,900,000円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号

5

(1)令和 4 年度企業庁財務管理システム運用業務委託 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 4 月25日 (4)株式会社NTTデータ・アイ 東京都新宿区揚場町 1 の18 (5)74,096,000円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号

6

(1)気象情報提供業務委託 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 3 月25日 (4)一般財団法人日本気象協会 東京都豊島区東池袋 3-1 の 1 (5)30,888,000円 (6)一般競争入札 (7)令和 4 年 2 月 8 日

7

(1)自動水質測定装置ほかの賃貸借及び保守 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 4 年 3 月29日 (4)富士通リース株式会社横浜支店 横浜市西区高島 1-1 の 2 (5)952,036,800円 (6)一般競争入札 (7)令和 4 年 2 月15日